

# 山梨県公報

号外第二十二号

平成十六年  
四月二十二日

日 曜 金

## 目 次

監査委員	一
監査の結果に関する報告の公表	一
監査の結果に基づく措置状況	七九

## 監査委員

### 山梨県監査委員告示第四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十一條の三十七第五項の規定に基づき包括外部監査人古屋俊仁から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第二百五十二條の三十八第三項により、次のとおり公表する。

平成十六年四月二十三日

山梨県副知事	岡 正 國
同	早 川 正 茂
同	前 嶋 茂 一
同	高 尾 隆 一

### 包括外部監査結果報告書

平成16年3月25日

山梨県監査委員 殿

包括外部監査人 古 屋 俊 仁

## 第1 外部監査の概要

### 1 外部監査の種類

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第252條の27第2項に定める包括外部監査

### 2 特定の事件

森林環境部、商工労働観光部、農政部、土木部の補助金の執行について

### 3 特定の事件を選定した理由

県は、平成11年3月、「山梨県新行政改革大綱―県民に信頼される県政の確立を目指して―」を発表している。この行政改革大綱は、新しい時代に向けて県政に新たな活力を生み出し、県民と行政との信頼関係の確立を目指すものでなくてはならないとした上で、改革に当たっては、行政運営全般にわたって無駄を省き、限られた財源や人的資源を県民が真に必要とする分野に優先的、重点的に投入する仕組みを作ること、その上にたつて、県民に広く情報を提供し、また、県民に対して、しっかりと説明責任を果たしていくことを常に基本に置き、各課題に取り組みしている。

その中で、「県単独補助金については、民間、市町村等との役割分担の観点から、その必要性について新たな基準を設け、廃止、統合、縮減等の徹底的な見直しを行う。」とし、平成11年度から平成13年度までを集中改革期間として、改革に取り組んできている。

その内容は、表(3-1~3-4)のとおり、平成14年度分までを含めると、件数で271件、総額で2,648百万円の改善をできている。

それにもかかわらず、平成14年度末における県の補助対象事業は、609事業に及び、単独補助金総額24,286,252千円となっている。平成14年度当初予算額は、492,765,871千円であり、平成14年度予算に占める補助金の割合は、4.9%となっている。

しかしながら、国においては三位一体の改革が言われ、県財政をみれば平成14年度末の県債残高が7,500億円を上回ることも、公債費負担比率及び起債制限比率が全国平均を上回るなど、今後、財政の硬直化が懸念されることなど取り巻く状況はその厳しさを一層強めており、これへの新たな対応が求められている。

こうした中で、これまでの県の取り組みを踏まえながら、補助金の執行が法令、規則等の定めに従って行われているか、経済性、効率性、有効性をもって実施されているか、さらに、数次にわたる県の行政改革への取り組みの中で、社会・経済環境の変化に対応した補助制度の運用となっているのかについて検証する必要を認めた。

4 外部監査対象期間  
平成14年4月1日から平成15年3月31日まで  
(必要がある場合は前後の年度にわたることもある。)

5 外部監査実施期間  
平成15年 9月10日から平成16年3月23日まで

6 外部監査人補助者  
庄司 未光  
小杉 重雄  
久保嶋 仁  
矢野 邦夫  
小俣 光文  
加藤 隆博  
星野 正司  
梶原 稔  
小澤 勇  
佐々木 威夫  
水上 浩一  
吉澤 宏治  
清水 敏朗

7 利害関係  
外部監査の対象とした出資団体につき、法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2 外部監査対象の概要

### 1 補助金の概要

(1) 補助金の意義・問題点  
法第2条第14項では、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」としている。また、法第232条の2では「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」としている。  
補助金は、地方公共団体がその責務を遂行する上で行政の重要なツールの一つであ

り、使い方によっては住民福利の増進のための有効な道具でもある。一方、公益上の必要性についての検証を怠ると、補助対象団体の依存体質を誘発し、既得権意識を植え付け、ペーパーナリ化し、ついには、財政のお荷物になってしまう面も持ち合わせているものでもある。

### (2) 県の補助金に関する施策

県は、行財政運営の基本プランとして、平成15年9月22日、民間有識者で構成する「行財政改革委員会」から「行財政改革に関する報告書」を受け、平成15年12月、知事を本部長とする「山梨県行財政改革推進本部」により「行財政改革プログラム—地方主権の確立を目指して—」を策定し、公表している。

このなかで、改革は、スピードと成果が重要であるとした上で、平成15年度を初年度とする3カ年を集中改革期間とし、厳しい財政状況と限られた人員の中で県民ニーズに即応しつつ、将来を見据えた県政運営が図れるよう県庁一丸となって積極的に行財政改革に取り組んでいくこととしている。

事務事業の見直しについてみると、施策を構成する複数事業を評価し、事業間の優先順位付けや効果的・効率的な事業構成の評価を行う施策評価を実施することにより成果重視の財政運営を行うこととしている。また、公共事業関連の補助金についても公共事業等評価システムを構築し、公共事業の選別と重点化を進め、限られた財源の効果的な活用を図ることとしている。とりわけ、県単独補助金の見直しについては、次の観点から、その目的や効果を制度の根本に立ち返って検討し、集中的に見直すこととしている。

- ・ 所期の目的の達成度や社会的ニーズの変化
  - ・ 地方分権の進展による県と市町村の関係を踏まえた役割分担の明確化
  - ・ 市町村と県の財政負担の適正化
  - ・ 行政の責任分野や経費負担のあり方
- また、零細補助金についても、その効果を検証し、見直すこととしている。

### (3) 歳出決算に占める補助金等の割合の推移

県は、平成11年3月、「山梨県新行政改革大綱 —県民に信頼される県政の確立を目指して—」を策定し、補助金の削減に取り組んできている。その前後の推移をみると、下表のとおりである。  
こうした県の取り組みがあるものの、補助金等の歳出総額に占める率は、依然として12%台で推移しており、総件数で見ると増加する傾向にあり、補助金等については一層の見直しの努力が求められるところである。

(単位:百万円)

年度	補助金等 (A)	件数			総蔵出額 (B)	A/B
		廃止 (前年度)	新設 (当年度)	総件数		
平成10年度	63,618	33	40	—	541,661	11.7%
平成11年度	64,205	22	47	662	521,188	12.3%
平成12年度	63,946	52	55	600	516,037	12.4%
平成13年度	63,714	38	54	586	521,046	12.2%
平成14年度	61,031	64	82	597	504,540	12.1%

(注) 補助金等の額は、国庫補助額を含む。

総件数は、統合等による件数の異動もあり、廃止・新設件数の加減とは合わない。

## 2 補助金に関する主な法令等

- (1) 補助金等の執行の適正化に関する法律
- (2) 山梨県補助金等交付規則
- (3) 各要綱

## 3 一般的な補助金の交付手続き

- (1) 事業計画に関する事前調整  
補助事業実施主体は、補助事業に係る計画について事前に県担当部門と調整する。
- (2) 交付申請  
事業主体が事業計画を添えて、県に申請する。
- (3) 交付決定  
県は、申請を受けると当該事業に補助することが「公益上の必要」があるかどうか事業計画等をもとに審査し、その必要があると判断したときに交付決定される。
- (4) 交付決定通知  
県は、交付決定をしたときは、申請者に交付決定を通知する。
- (5) 事業執行  
補助金の交付決定通知を受けた事業者は、補助金の交付条件に沿って補助対象事業を実施する。
- (6) 事業実績報告  
補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、補助事業実績報告書を県に提出する。

## (7) 補助金額の確定

県は、補助事業実績報告を受けたときは、当該事業が補助の目的に沿って適正に実施されたこと、補助条件に沿って執行されたこと等を確認の上補助金額の確定を行い、補助事業者に通知する。

## (8) 補助金の支払い

補助金額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金の支払い請求書を提出する。補助金支払請求を受けた県は、請求額を支払う。

## 4 外部監査の対象

山梨県の県単独補助金は、平成14年度で609件24,286,252千円である。

このうち、今回の監査で対象としたのは、事業系各部の森林環境部、商工労働観光部、農政部、土木部の4部の執行した補助金の中から

(ア) 20,000千円以上のもの65件8,608,929千円(表1)と

(イ) 1,000千円未満78件30,023千円(表2)を抽出して実施した。

## 5 外部監査の要点及び監査手続き

事前に個別調査票により、対象補助金に関する次の事項についての執行状況を調査し、20,000千円以上のものについては個別にヒアリング・実査を行い、1,000千円未満のものについては個別調査票による書面監査を行い、必要があるものについてヒアリング・実査を行った。

- 1 補助金交付要綱は制定されているか。特に「公益上の必要性」についての検討はどのように行われたか。
  - i 補助金の交付目的は、時代の背景を斟酌した内容となっているか。
  - ii 補助対象事業は、明確に規定されているか。
  - iii 補助事業者に関する規定は、適切か。
- 2 補助金に関する手続きは規則・要綱等の定めるところに沿って行われているか。
  - i 交付申請には、必要な添付書類は付いているか。
  - ii 交付決定は、所定の審査手続きを踏んで行われているか。
  - iii 補助額の算定は、定められた基準に則って行われているか。
  - iv 補助事業の実績報告は、適時に適切な内容で行われているか。
- 3 助成の効果測定は、適切に行われているか。また、その結果は生かされているか。
  - i 助成の効果は、適時に測定しているか。
  - ii 助成効果の測定技法は適切か。
  - iii 効果測定の結果は、次年度以降の事業に生かされているか。

- 4 補助事業に係る補助事業者の経理は、適切に行われているか。
- i 経理諸帳簿、証拠書類等は、適切に作成・保管されているか。
- ii 自立した事業運営のできる経営成績・財政状態にある団体に対する助成のあり方は常に検証しているか。

表 1 監査対象補助金(20,000千円以上)一覽・監査結果

(単位:千円)

部名	補助金名称	創設年度	終期年度	H14実績	H13実績	監査結果
環境部	県営林道維持修繕費補助金	0	0	154,613	154,613	
	公共事業特別法精算費補助金	1992	0	106,419	97,061	
	環境首都・山梨づくり推進事業費補助金	1994	0	43,637	35,072	
	山梨県合併処理浄化槽設置整備事業補助金	1989	0	120,419	114,722	◎
	山梨県低公害バス普及促進事業費補助金	1995	2004	41,620	27,819	◎
	山梨県一般廃棄物処理施設整備事業費補助金	1965	0	197,324	41,958	
	山梨県林業労働者通年就業奨励事業補助金	1977	0	29,319	24,841	◎
	山梨県林業・木材産業構造改革事業補助金	1964	0	419,848	693,133	◎
	林道改良事業補助金	1960	0	189,110	220,276	◎
	林道舗装事業補助金	1971	0	51,105	86,179	◎
	小規模林道事業補助金	1976	0	42,900	49,440	◎
	労働部	小規模治山事業補助金	0	0	104,900	115,175
小規模事業指導費補助金		1977	0	1,368,589	1,421,795	
組織化指導費補助金		1979	0	150,813	159,398	
地域産業情報推進事業費補助金		1982	0	26,491	18,148	◎
県産品販路開拓促進事業費補助金		1980	0	23,452	26,020	◎
運輸振興事業費補助金		1976	0	109,188	108,665	◎
山梨県信用保証協会保証料補助金(小規模)		1980	0	31,537	42,346	○
山梨県地域産業総合支援事業費補助金		2000	0	61,659	65,893	◎
山梨県中小企業支援センター事業費補助金		1985	0	82,907	92,641	
富士川地域地場産業振興センター運営費補助金		1987	0	39,742	22,147	◎
山梨県都内地域地場産業振興センター補助金		1990	0	41,725	22,081	◎
山梨県甲府・国中地域地場産業センター振興費		1986	0	14,737	0	◎
観光部	地域中小企業支援センター事業費補助金	2000	0	34,021	34,596	
	新技術・新製品研究開発支援事業費補助金	1993	0	37,890	25,976	
	(社)山梨県観光物産連盟一般事業費補助金	0	0	29,563	6,000	◎
	山梨県観光物産通説特別事業補助金	1977	0	36,858	36,809	◎
	富士の国やまなし観光施設整備費補助金	2001	2003	60,398	64,607	
	山梨県緊急地域雇用創出事業費補助金	2001	0	864,053	294,500	
	認定訓練助成事業費補助金(運営費)	1969	0	53,261	58,058	
	山梨県職業能力開発協会費補助金	1979	0	47,506	49,440	◎
	産業会議費補助金	1954	0	48,189	48,441	◎

表 2 監査対象補助金(1,000千円未満)一覧・監査結果 (単位:千円)

補助金名称	創設年度	終期年度	H14実績	H13実績	監査結果
恩賜林保護団休林業振興基金補助金	1977	0	500	500	◎
富士五湖適正利用推進協議会補助金	1989	0	200	200	◎
山梨県合併処理浄化槽普及促進協議会補助金	1990	0	100	100	◎
(社)山梨県産業廃棄物協会補助金	1991	0	500	500	◎
富士山美化清掃活動補助金	1980	0	300	300	◎
鳥獣保護事業補助金	1976	0	252	252	◎
有害鳥獣駆除事業補助金	0	0	800	800	◎
ツキノワグサ放散費補助金	2000	0	0	0	
自然環境保全地区等土地所有者交付金	1973	0	262	211	
自然環境保全地区等管理施設整備費補助金	1988	0	90	679	
景観力アッププラン策定事業費補助金	1996	0	0	1,418	
ふるさと費観保全・創造型事業費補助金	1997	0	250	750	
山岳ポラントリア富士山クワンゾク戦補助金	2002	0	500		
優良苗木生産事業補助金	1997	0	730	730	◎
山の幸特産品づくり事業補助金	1989	0	505	600	
森林防犯事業補助金	1965	0	176	176	
山梨県貿易振興協議会事業費補助金	0	0	144	144	◎
先進的サービス業活性化支援事業費補助金	2003	0	630	720	○
合併市町村商店街施設整備事業費補助金	2002	0	0	0	
ツイン入門講座開催事業費補助金	2001	0	495	339	◎
山梨県郷土伝承工芸品振興対策費補助金	1995	0	400	388	
発明協会山梨県支部運営費補助金	1973	0	600	600	
研習宝飾産業文化創造支援事業費補助金	2003	0	0	0	
地場産業センター施設改修費補助金	2003	2003	500	0	◎
山梨県観光果実園振興協議会補助金	1998	0	100	100	◎
水上安全事故防止対策費補助金	1971	0	360	360	◎
北岳救護所開設事業費補助金	1981	0	500	500	◎
山梨県観光土産品公正取引協議会事業費補助金	0	0	150	150	◎
山梨県民宿組合連合会補助金	0	0	200	200	◎
山梨県民宿経営施設等整備資金融資利子補給金	1970	0	49	47	◎
山梨県スキー関係事業補助金	1978	0	500	500	◎

山村振興等農林漁業特別対策事業費補助金	1965	2008	101,573	46,105	
山梨県農業振興公社推進体制強化事業費補助金	1995	0	47,019	1,482	
農山村養蠶・交流対策事業費補助金	1996	2004	22,400	33,500	
山梨食肉流通センター施設整備償還金補助金	2001	2015	27,744	21,732	◎
山梨食肉流通センター施設整備償還金補助金	2009	2014	63,560	64,474	◎
資源循環型畜産確立対策事業費補助金	1987	0	68,970	11,754	
水田農業経営確立対策果樹独進進事業費補助金	2000	2004	234,622	255,792	
農業近代化資金利子補給補助金	1961	0	92,043	110,202	
農村住宅資金利子補助金	1967	0	36,335	43,231	
緊急農業施設災害復旧支援対策資金利子助成補助金	1997	2014	30,490	34,801	
土地改良施設維持管理適正化事業費補助金	1977	0	57,600	57,600	
土地改良事業推進対策事業費補助金	1976	0	20,243	10,950	◎
農地土地改良事業費補助金	1963	0	284,531	383,661	◎
笛吹川畑地かんがい事業推進対策事業費補助金(減少分)	1989	2014	21,357	22,079	◎
笛吹川畑地かんがい事業推進対策事業費補助金(軽減分)	1989	2014	88,232	89,144	◎
団休堂農林漁業用揮発油税源身替農道整備事業費補助金	1966	0	121,101	121,000	
農業集落排水事業費補助金	1984	0	788,140	931,355	
農業集落排水事業普及促進費補助金	1991	0	43,800	39,460	◎
土地改良担い手育成支援事業費補助金	1995	0	77,363	84,892	
基礎整備促進事業費補助金	1996	0	304,096	272,858	◎
里地棚田保全整備事業費補助金	1998	0	42,864	32,340	
農地棚田保全整備事業費補助金(鳥獣害防除事業)	2000	0	10,456	9,376	
公社派遣職員給与費等補助金	2002	0	33,323	0	
広域営農団地農道開通市町村工事費補助金	1970	0	36,080	39,123	
山梨県J二子実験線開通公共事業補助金	1991	0	88,065	70,827	◎
公共団体土地区画整理事業補助金(甲府駅周辺)	1989	2012	66,604	58,851	
公共団体土地区画整理事業補助金(石和駅前)	1991	2006	175,354	49,911	
公共団体土地区画整理事業補助金(山梨市駅前)	1993	2004	189,670	269,422	
財団法人山梨県公園公社運営費等補助金	0	0	86,679	33,014	
街角ふれあい公園促進費補助金	1999	0	50,400	47,400	
流域下水道事業特別会計費補助金	0	0	160,708	89,655	
公共下水道普及促進費補助金	0	0	431,673	462,702	◎
山梨県地域優良分譲住宅利子補給	1993	0	41,041	44,613	

注 監査結果の項の◎印は指摘を、○印は意見を表す。

高齢者等雇用対策費補助金	1984	0	385	147	◎
(社)山梨県障害者雇用促進協会補助金	1974	0	699	690	◎
全国農林水産祭参加費補助金	0	0	600	600	◎
やまなし・農村休暇邑育成事業費補助金	1996	0	500	500	◎
旬のやまなし・地産地消支援事業費補助金	2003	0	0	0	
経営構造対策事業費補助金	1962	2009	0	10,000	
山梨県オリーブ品種開発推進会議補助金	2002	2006	886		
民間の青蓮活動推進事業費補助金	2000	2004	500	500	
新品種・優良系統選抜事業費補助金	2000	2004	960	960	◎
野菜価格安定事業運営費補助金	1977	0	400	400	◎
果樹経営安定事業費補助金	0	0	600	600	◎
山梨県肉流通センター施設整備事業費補助金	2002	2010	289		
山梨県種畜共進会開催費補助金	1956	0	350	350	
山梨県肉畜鶏卵共進会開催費補助金	1971	0	350		
山梨県酪農肉消費拡大事業費補助金	1991	0	420	420	
大家畜経営休養強化資金利子補給補助金	1989	2004	42	85	
大家畜経営活性化資金利子補給補助金	1993	2013	266	308	
畜産協会活動事業費補助金	1960	0	250	250	◎
系統際適正交配システム確立事業費補助金	0	0	702	439	
高品質豚肉生産技術向上推進事業費補助金	2002	2004	137		
まきば公園フェスティバル開催費補助金	1994	0	420	420	
酪農知識普及交流推進事業費補助金	2001	2003	250	250	
淡水魚消費拡大事業費補助金	0	0	110	110	
内水面利用啓発事業費補助金	1994	0	400	400	
魚の里づくり事業費補助金	2001	2003	915	915	
効率的養蚕産地育成事業費補助金	0	2003	493	545	◎
商品質評価事業費補助金	2001	2003	323	470	
養蚕経営支援対策事業費補助金	2002	0	0		
養蚕経営支援対策事業費補助金	2001	2003	239	410	
養蚕経営支援対策事業費補助金	2002	2003	0		
茶産地育成推進事業費補助金	0	0	429	389	◎
主要農作物生産改善対策事業費補助金	1998	2004	787	787	◎
甲斐のこゝろ販売強化対策事業費補助金	2001	2004	900	1,094	◎
農業経営改善資金利子補助金	1995	2020	33	36	
山梨県自作農維持資金利子助成補助金	1961	0	16	64	◎

農業災害対策資金利子補給補助金	1985	0	282	588	
横遷円滑化緊急借換資金利子助成補助金	1997	2009	624	757	
環境農産物生産者普及啓発研修補助金	2002	2004	232		
山梨県CJ推進協議会補助金	1992	0	500	1,000	◎
翠川ダム建設推進同盟補助金	1985	0	500	500	◎
深城ダム建設推進同盟補助金	1983	0	500	500	◎
土 大門ダム負担金起債償還利子補給金	1988	2008	678	678	◎
水 富士北麓流域下水道推進協議会補助金	0	0	760	760	◎
峡東流域下水道推進協議会補助金	0	0	800	800	◎
金無川流域下水道推進協議会補助金	0	0	720	720	◎
桂川流域下水道推進協議会補助金	0	0	500	500	◎
償還住宅建設資金借入金利子補給金	1975	2016	440	472	

(注) 監査結果の項の◎印は指摘を、○印は意見を表す。

農政部

表 3-1 平成11年度補助金見直し一覧

(単位:千円)

部名	事業名	見直し結果		H10予算	見直し額	事由	
		廃止	縮減				
商工労働	高度化組合活性化事業	○		200	200	事業目的達成	
	信用組合合併推進事業	○		500	500	事業目的達成	
	やまなしグッドデザイン推進事業実行委員会	○		3,278	3,278	実行委員会形式の取りやめ	
	全国勤労者ふさと交流会選手派遣事業	○		300	300	事業目的達成	
	高齢者労働力活用事業	○		19,800	2,050	補助額の見直し	
	(社)雇用開発協会	○		18,650	1,170	事業経費の節約	
	山梨県勤労者福祉施設運営協議会	○		500	300	事業経費の節約	
	計			43,228	7,798		
	観光	農業者質強化推進協議会事業	○		500	500	事業目的達成・サソセット
		山梨県国土調査推進協議会	○		50	50	補助効果が低い
特産の息づくり活性化事業			○	80,000	20,200	やまなし農業・農村振興総合整備事業費に統合補助率を4/10	
野菜周年生産整備事業			○	2,000			
果樹産地流通システム合理化事業			○	24,000			
やまなしの花生産流通対策事業			○	2,000			
甲斐のみどり生産条件整備事業			○	4,200			
楽園利用産地活性化推進事業			○	8,000			
ももモデルファーム整備事業			○	2,000	2,000	農業実践モデル事業に統合1/2	
夢を育てるチャレンジ農業助成事業			○	10,000			
農政	山梨県銘柄食肉消費拡大事業	○		180	180	事業目的達成	
	県産牛乳消費拡大推進事業	○		321	321	サソセット	
	銘柄牛流通促進事業		○	525	105	段階的に縮小	
	計			133,776	23,356		
	林政	市町村施設グリーン化推進事業	○		6,000	6,000	サソセット
		みどりの学校づくり推進モデル事業	○		4,500	4,500	サソセット
		林災協山梨支部職員設置事業補助	○		975	975	事業目的達成

事業名	○	○	1,500	1,500	事業目的達成
農産材需要拡大推進事業(人件費補助)					
木材産業活力回復緊急計画推進事業		○	1,800		H13終期設定
計			14,575	12,975	
土川に頼りみ水辺にふれあふ運動	○		100,000	100,000	サソセット
木		○	8,000	1,000	見直し縮小
部			108,000	101,000	
計					

表 3-2 平成12年度見直し補助金一覧

(単位:千円)

部名	事業名	見直し結果		H11 予算	見直 し額	事由
		廃 止	縮 減 結 核 期			
森	歴史文化公園保全活用推進事業	○		500	500	県・市町村の役割分担の明確化
	森林総合研究所進入路整備事業	○		11,800	11,800	事業目的達成
境	林業労働者災害防止事業(恩特)	○		60	60	帯細・サソセット
	大土保全緊急間伐促進事業	○		12,640	2,212	新国補助と調整
計				24,800	14,372	
	山梨県計画管理指導事業	○		450	450	事業目的達成
商	山梨経済国際化センター運営費	○		1,400	1,400	補助団体の廃止
	いきいき商店街育成事業	○		5,000	5,000	補助団体の廃止
工	(社)山梨県情報サービス産業協会	○		1,000	1,000	サソセット
	山梨県立地企業連絡協議会	○		500	500	類似事業で実施
労働	海外デザイン研修事業実行委員会	○		2,950	950	派遣人員の減
	山岳遭難対策事業	○		40	40	帯細
観	外国人観光客通訳サービス事業	○		700	700	サソセット
	観光ガイド専門員事業	○		550	550	観光連盟の自主事業
光	観光事業振興助成	○		21,060	21,060	特別地方消費税の廃止に伴う措置
	中小企業勤労者福祉推進事業	○		1,230	1,230	事業目的達成
農	中小企業労働環境改善事業	○	○	1,800		H14終期設定
	山梨県労働保健事務組合連合会	○		90	90	団体の自主財源
政	山梨県職業指導協議会事務費	○		252	252	国補助に切替
	水稲情報一本化事業	○		3,780	3,780	事業目的達成
機	自然共生型産地育成事業	○		1,250	1,250	サソセット
	花と蜜のふれあいの郷づくり事業	○		184	184	サソセット
部	山崎時報発行事業	○		48	48	帯細
	山梨県銘柄牛流通促進事業	○		420	420	サソセット
飼	山梨県銘柄鶏流通促進事業	○		270	270	サソセット
	飼養豚淘汰・更新対策事業	○		2	2	帯細
計				37,022	33,222	

オースキー病ワクチン接種推進	○		884	884	事業目的達成
主要農作物種子更新事業	○		977	977	事業目的達成
水域クリーンアップ総合対策事業	○		120	120	事業目的達成
甲斐の地酒用米づくり推進事業	○		1,000	1,000	国補助に切替
農業技術者連絡協議会	○		600	600	事業目的達成
植物防疫推進事業		○	80		負担金に振替
計			9,615	9,535	



表3-3 平成13年度見直し補助金一覧

(単位:千円)

部名	事業名	見直し結果			H12 予算	見直 し額	事由
		廃 止	縮 減	結 合			
森 林 環 境	こみせローム開催事業	○			990	990	サンセット
	森林組合森林造成資金利子補給事業			○	1,888		H16終期設定
環 境	小規模治山事業		○		143,420	35,859	補助率2/3→ 1/2
	林業地域総合整備事業		○		759,107		上乗率20%→ 10%
商 工 労 働 観 光	計				36,846		
	商工会法施行40周年記念事業	○			3,500	3,500	事業目的達成
	中央会創立45周年記念事業	○			2,500	2,500	事業目的達成
	甲府高度技術産業集積計画推進協議会負担金	○			1,000	1,000	事業目的達成
	EUシヤンブリエスト負担金	○			9,000	9,000	事業目的達成
	西日本貿易振興会負担金	○			70	70	団体の解散
	四国山梨の産業と観光展開催事業	○			2,250	2,250	事業目的達成
	サンビエ産業富伝協会創出支援事業	○			2,700	2,700	事業目的達成
	中小商業活性化支援事業	○			5,573	5,573	事業目的達成
	中小商業小売商業振興会議員負担金	○			400	400	事業目的達成
	産地活性化支援事業	○			5,000	5,000	事業目的達成
	地場産業センター建設費高度化資金償還金	○			20,422	20,422	事業目的達成
	地域産業総合支援事業	○			103,857	34,688	事業見直し
	フイン産地振興事業	○			8,350	1,350	事業一部廃止
	富士川地域地場産業センター運営費	○			33,774	11,627	事務経費削減
発明協会山梨県支部運営費	○			1,100	500	補助対象減	
海外デザイナー研修事業	○			2,000	440	補助対象減	
交流型啓発事業	○			1,117	313	統合	
伝統的工芸品産地振興対策事業	○			200		統合	
郷土伝統工芸品振興対策事業	○			400		統合	
新技術開発事業	○			8,000	8,000	国補助代替	
百名山とロマン街道観光施設整備事業	○			70,000	70,000	計画の終了	
インターネットホームページ作成	○			6,485	6,485	サンセット	
中小企業福祉事業	○			2,580	2,580	国補助廃止	
中小企業労働環境改善事業	○			600	600	補助団体:0	

計				290,878	188,996	
農	農業協同組合中央会活動促進	○		70,000	70,000	サンセット
政	やまなしグリーンツーリズム体質強化事業	○		8,360	8,360	サンセット
部	農業産物加工センター処理対策事業	○		4,840	1,210	事業見直し
部	優良畜流通円滑化奨励事業	○		714	714	サンセット
部	養蚕組織移管円滑化特別対策事業	○		2,360	2,360	サンセット
部	学校給食用牛乳へき地校配送事業	○		333	333	国補助改正
計	計			86,597	82,967	
土	山村振興市町村道路整備事業	○		9,000		H15終期設定
木	荒川ダム負担金起債償還利子補給	○		2,496		H19終期設定
部	大門ダム負担金起債償還利子補給	○		678		H20終期設定
計	計			12,174	0	



### 第3 外部監査の結果

#### <総合的事項に関する指摘と意見>

補助金は

- 時代状況の変化から制度創設時の必要性が薄れていないか。
  - 市町村や民間との役割分担は適切か。
  - 事業効果は上がっているか。
  - 現行の補助率は適正か。
- などの観点から常に検証し、見直しを進める必要がある。

地方交付税の大幅な削減や県税収入の大幅な伸びが見込まない中において、新たな財政需要が生じたとしても、既存施策にプラスして対応していくことは難しい状況にあり、施策のスクラップアンドビルドがあつてはじめて、新たな県民ニーズへの対応が可能となる時代だということをしっかりと認識する必要がある。

このような施策の見直し・再構築の取り組みは、一時期だけ求められるものではない。「新たな県民ニーズに対応する施策を始める場合には、必要性の薄くなった別の既存施策を廃止、休止することにより、その財源を生み出していく」工夫や、「常に施策の優先順位を意識し、時代変化に敏感に対応して施策を選択し、ダイナミックに入れ替える」発想が、県庁内の各組織に根付き、各部において自発的・主体的に行われるようになることが、今、求められている。言わば、組織そのものの中に「新陳代謝・活性化」の機能を持つことが求められる時代に入ってきているということである。

以下に各課題別に触れる。

#### ○ 長期継続補助

現在、県が行っている補助の中には、市町村や民間団体等に対し、20年を超える長期にわたって継続して支出されているものがある。

長期継続のみを理由に、その適否を論じることはできないが、これまでの右肩上がりの時代背景のもとでは、既存施策の見直しが必ずしも十分に行われてきたとは言いがれない。

時代変化への適合の状況を事業ごとに精査し、創設時の必要性が失われているもの、薄れているものについては、より県民ニーズの高い施策へと再構築していく必要がある。この視点で県の補助金を見ると、終期の設定していない補助金が多量にあり、

- ・ 現在の県民ニーズは、補助制度創設時とは別のところにあるのではないか。
- ・ 県の補助制度の先導的な役割はすでに終わっているのではないか。

- ・ 国の補助制度関連の場合、国の制度は変更されていないか。
  - ・ 現在では、民間によるサービス提供が安定的に行われているのではないか。
  - ・ 対象者、対象団体の数が減少していないか。
  - ・ 法令等の改正を的確に反映しているか。
  - ・ 改善、見直しの仕組みが補助制度の中に組み込まれているか。
- 等の視点を通して、時代変化に適切に既成事業の見直しが行われているかを検証する必要がある。

#### ○ 高率補助

現在、県が行っている補助の中には、県が対象事業費の全額を補助するもの、あるいは対象事業費の2分の1を超えて補助しているものがある。こうした高率の補助金は、県が国基準に上乘せして、または県単独で行っているものである。

これらの補助金は、これまで、全国一律の基準が適用される国のスキームを補い、あるいは山梨県の特別な事情に対応して、それぞれ効果を上げてきたものであり、県が国基準に上乘せして行う補助、または県単独で行う補助自体を捉えて、その適否を一律に論じることはできない。

しかしながら、県による高率の補助金、特に県が全額を負担する補助金は、当該事業主体の負担がない(軽い)ため、「事業主体の事業運営に当たった際の判断をゆがめてしまう」、「事業主体のコスト意識を弱めてしまう」、「事業主体の自立的な事業運営への意欲を削いでしまう」などの弊害を生じさせている。

高率の補助金については、民間や市町村との役割分担を明確にする観点から、事業ごとに改めて精査し、事業主体の自主的な取り組みを支援する仕組みに再構築する必要がある。

#### ○ 類似・同種の補助金

類似・同種の事業が複数の課あるいは部をまたがって実施されている場合には、事務を効率化し一層事業効果を高める観点から、その内容を整理し、積極的に統廃合を図っていく必要がある。

#### ○ 事業計画の変更

補助金の対象事業の計画について一部が変更されるときは、変更について承認手続きを経て補助金の使用がされなければならない。しかし、その手続きを経ないまま、補助金が使われているものが散見される。補助金の適正な執行のため運用については正を検討する必要がある。

#### ○ 投資的事業における県単独上乘せ補助金

「投資的事業における県単独上乘せ補助金」に位置付けられる事業については、現状と課題を踏まえた上で、市町村と県の財政負担適正化の観点から現行の補助率嵩上げについては、継続の可否について検討する時期にきている。

今後は、「公共事業の選別と重点化」の観点からの見直しを徹底する必要がある。

○ 所期目的を達成した補助金  
補助制度がスタートして一定の年数を経過し、所期の目的を達成した補助金の廃止・縮小に向けて、市町村と県の役割分担や財政負担の適正化の観点から見直しを進めるべきである。

○ 少額補助金の事務手続の簡素化  
現在、県が行っている補助の中には、1事業あたりの補助額が100万円未満という少額の補助金が多数ある。

補助額の多寡のみを理由にその適否を一律に論じることはできないが、たとえ少額であっても、公金の支出である以上、その手続きは適正に行われなければならない。このため、同一行政分野に少額補助が多数設定されている場合には、県及び事業者(市町村、民間団体等)双方の事務手続きが煩雑(\*)になり、効率上問題を生じているケースもある。

少額の補助金については、時代変化への適合や役割分担の明確化の観点から、施策・事業ごとにその必要性を精査する必要がある。その上で、なお継続する補助金については、交付事務の効率化を進めるとともに、メニュー化、統合化を検討するなど、交付手続きの適正を確保しつつ、より費用対効果に優れた補助へと再構築していく必要がある。

\* 補助金交付申請時の添付書類の例

- ・ 歳入歳出予算書抄本
- ・ 所要経費内訳
- ・ 補助基準額積算内訳
- ・ 事業計画書
- ・ 月別事業予定表
- ・ 施設(建物)平面図
- ・ 施設への案内図
- ・ 施設利用者名簿

○ 少額・定額補助  
少額で定額の補助は、補助対象事業が明らかでない傾向がある。そのことにより、効果の判定が難しいものとなり、補助金創設時の目的がどの程度達成されたのか、達成される見込みはあるのか等の補助金存否にかかる重要な情報を得ることが難しくなっている。

また、少額補助金の中には、終期を設定しているものも散見されるが、ほとんどが終期の設定を行っていない。少額で定額の補助金にみられる問題点への対応のためにも、終期設定の義務化を検討すべきものと考ええる。

その他の指摘は以下のとおりである。

<高 額 補 助>

1 森林環境部

(1) 山梨県合併処理浄化槽設置整備事業補助金

(大気水質保全課)

(i) 補助目的  
市町村が行う合併処理浄化槽設置整備事業に要する経費に対し補助し、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図る。

(ii) 補助団体の名称  
市町村

(iii) 補助金の根拠  
山梨県合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱  
浄化槽法

(iv) 補助金の性格  
生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するために、合併処理浄化槽の普及促進を図るための奨励的な補助金である。  
平成元年創設で、終期は設定されていない。投資的単独補助金と位置付けられている。補助率は3分の1で、別途国からも3分の1の補助金が出ている。

(v) 補助金額

(単位:千円)

年 度	予 算 額	交付確定額
平成12年度	107,225	101,978
平成13年度	121,463	114,722
平成14年度	121,926	120,419

(vi) 監査の結果

公平性を検討すべきもの

合併処理浄化槽の設置者に助成する国庫補助事業を実施する市町村に対する補助金であり、当該事業未実施の市町村にあっては、浄化槽を設置しても全額設置者負担となってしまう状況が存在する。つまり、A町が当該事業実施する町とし、B町は当該事業未実施の町としたなら、A町の住民が合併処理浄化槽を設置すれば、国、県及び町より原則として設置費用の4割の交付を受けることができるものの、B町の住民が設置した場合には全額本人負担になってしまう。

このように、在住する町により補助金の交付を受けられる者と受けられない者とが生じてしまうことがある。  
県は、該当市町村と協議し、公平を保つよう改善を図ることが望ましい。

(2) 山梨県低公害バス普及促進事業費補助金

(大気水質保全課)

- (i) 補助目的  
路線バス事業者が導入する低公害バス購入費の一部を補助することにより、低公害車の普及促進を図り、大気汚染物質を削減し、大気環境の保全と地球温暖化防止に資することを目的とする。

- (ii) 補助団体の名称  
山梨交通株式会社、富士急行株式会社、富士急山梨バス株式会社
- (iii) 補助金の根拠  
山梨県低公害バス普及促進事業費補助金交付要綱

- (iv) 補助金の性格  
低公害型路線バスを路線バス運営会社が導入するにあたり、1台あたり100万円を限度として、購入価額の4割又は低公害バスへの改造費を補助し、低公害型バスの普及を奨励する補助金である。この補助を受けることにより、一般型の購入コストとほぼ同額となり、路線バス運営会社の低公害型路線バス導入をしやすくしている。  
平成7年創設の補助金で、当面、平成16年を最終としている。投資的単独補助金と位置付けられており、補助率は、低公害バス車両価格と標準車両価格との差額の全額を補助している。

(v) 補助金額

(単位:千円)

年度	予算額	交付確定額
平成12年度	58,663	54,142
平成13年度	39,500	27,819
平成14年度	45,500	41,620

(vi) 監査の結果

① 広報活動を検討すべきもの

表の過去3年間の導入推移より、平成14年度においては、山梨県内の路線バス6台に1台が当該補助金を得て導入した低公害型バスとなっており、民間バス会社の導入数としては他県に類を見ないものである。  
路線バスは同じ路線を1日に数往復しており、日常的に県民の目に留まりやすい媒体であり、これを利用したPRは効果的なものと考える。

しかし、当該低公害型バスには、導入したバス会社の環境への取組をPRする塗装しかほどしてなく、山梨県がこれだけ多額の補助を行っていることについて、県民のほとんどは知らないところである。

県内の大気状況は、環境基準を達成し、環境首都山梨を謳う本県にとって当該低公害型バスを利用したPR活動も検討すべきと考えらる。

表 山梨県における低公害型バス導入推移

区分	導入台数	導入台数累計	路線バス総数	シェア
平成12年度	7	28	238	12%
平成13年度	6	34	238	14%
平成14年度	5	39	238	16%

② 交付申請の際に添付する書類について留意すべきもの

補助対象となる「車両」の価格証明書について見たところ、原本を添付したものと写しを添付したものとが見受けられた。また、証明書のおて先を山梨県知事としているものとおて先のないものが見受けられた。  
高額補助であることを考えると、扱いを統一するよう留意されたい。

(3) 山梨県林業労働者通年就労奨励事業補助金

(林業振興課)

- (i) 補助目的  
森林組合、山梨県県有造林請負業者、山梨県林業公社造林請負者が雇用する林業従事者に通年就労奨励金を給付する山梨県林業労働者通年就労奨励事業に対して助成し、就労の長期化、安定化を推進し、林業労働力の確保を図る。

- (ii) 補助団体の名称  
(財)山梨県林業公社
- (iii) 補助の根拠  
山梨県林業労働者通年就労奨励事業補助金交付要綱

- (iv) 補助金の性格  
林業労働力確保の事業に対する奨励的補助金である。昭和52年度創設の定額補助で、終期設定はされていない。消費的単独補助金に位置付けられている。

(v) 補助金額

(単位:千円)

年度	予算額	交付確定額
平成12年度	34,545	31,654
平成13年度	32,972	29,319
平成14年度	30,076	24,841

(vi) 監査の結果

補助金の効果的執行を図るべきもの

県は、昭和52年度より、農山村における労働力の流出する中で、とりわけ林業労働者の急激な減少と高齢弱体化が進む状況に対処して、林業労働者の福祉の向上及び確保を図り、林業の安定した発展を期するため、山梨県林業労働者通年就業奨励事業補助金交付要綱に基づき、(財)山梨県林業公社に対し補助金を交付している。

この補助事業は、山梨県林業労働センター(山梨県林業公社)、森林組合連合会、県有林造林推進協議会、林業公社造林推進協議会が一体となって推進するものであり、補助対象の主たる通年就業奨励金給付及び補助基準表は、表(1)のとおりであり、これに基づき、平成9年度以降6年度間の計画及び実績の推移は、表(2)表(3)のとおりである。

表(2)で示す平成9年度から平成14年度の6年度間の計画と実績についてみると、労働者数の総数が減少する中で就業日数250日以上以上の計画と実績は、年々減少し、平成9年度の計画253人、実績221人に対して平成14年度の計画195人、実績127人と、実績の減少に及びた計画数にする努力はしているものの上回る実績の減少が続いている状況にある。

一方、就業日数100日～199日の計画と実績は、平成9年度の計画130人実績152人に対して平成14年度の計画165人実績は、185人と22%増加している。

このような傾向となった背景には、様々な要因があるものと考えられるが、森林労働者の確保は、自然環境の保護、更には災害防止などにかかわる重要な事業であることから、原因分析、就業日数区分(階差)の見直しと合わせて補助効果の向上を図るよう検討すべきである。

表(1)

通年就業奨励金給付及び補助基準表

事業主	年間就業日数区分	1日当たり奨励金(給付額)	一日当たり掛金及び掛金額			
			従事者掛金	事業者掛金	補助者(農(林)業協同組合)市町村	県補助金
森林組合・県有林造林及び公社造林請負者	100日以上 200日未満	500円	110円	110円	125円	155円
	200日以上 250日未満	750円	110円	165円	185円	290円
	250日以上	1,000円	110円	220円	280円	390円

(注) 森林組合作業班・県有林造林及び林業公社造林従事者の就業日数のうち、森林組合労務・県有林及び公社造林ごとに従事した日数相当分の補助金については、それぞれ市町村・恩賜県有財産特別会計及び山梨県林業公社が負担する。

表(2) 通年就業奨励事業補助一覽(平成9年度～平成14年度) (単位:円)

年度	平成9年度		平成10年度		平成11年度		
	労働者数	金額	労働者数	金額	労働者数	金額	
計画(予算)実績 日数区分							
計画	100日～199日	130	2,852,465	131	2,945,155	135	2,947,170
実績		152	3,512,455	159	3,675,360	163	3,758,150
計画	200日～249日	145	8,867,040	140	8,712,470	139	8,776,270
実績		122	7,812,020	143	9,213,590	146	9,273,910
計画	250日以上	253	24,667,500	227	22,132,500	232	22,620,000
実績		221	21,547,500	207	20,182,500	204	19,890,000
		平成12年度		平成13年度		平成14年度	
計画	100日～199日	135	2,975,926	150	3,183,235	165	3,340,250
実績		167	3,747,590	187	4,168,570	185	4,241,110
計画	200日～249日	129	8,354,766	141	9,216,490	141	8,780,910
実績		126	7,919,610	127	8,088,100	128	8,218,310
計画	250日以上	238	23,205,000	211	20,572,500	195	19,012,500
実績		205	19,987,500	175	17,062,500	127	12,382,500

表(3)

年度別就業日数別構成比

日数区分	平成9年度		平成10年度		平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度	
	労働者数	割合	労働者数	割合	労働者数	割合	労働者数	割合	労働者数	割合	労働者数	割合
100日～199日	30.7	31.2	31.8	33.5	38.2	42.0						
200日～249日	24.6	28.1	28.5	25.3	26.0	29.0						
250日以上	44.6	40.7	39.8	41.2	35.8	28.9						
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0						

(4) 山梨県林業・木材産業構造改革事業補助金

(林業振興課)

- (i) 補助目的  
林業の構造を改善し、林業の生産性及び収益性の向上を図るとともに、林業者の定住環境を整備し、活力ある山村地域社会を形成する。
- (ii) 補助団体の名称  
市町村、森林組合、林業者等の組織する団体、農業協同組合等
- (iii) 補助の根拠  
山梨県林業・木材産業構造改革事業補助金交付要綱

(iv) 補助金の性格  
林業の持続的発展と林産物の供給・利用を確保することを目的とする構造改革事業に対する補助金であり、昭和41年創設で終期は設定されていない。消費的単独補助金に位置付けられている。

補助率は、国庫補助が50%か40%、県上乗せが20%か10%である。

(v) 補助金額

(単位：千円)

年度	予算額(県費)	交付確定額
平成12年度	446,971(123,889)	123,889
平成13年度	693,133(175,073)	175,073
平成14年度	419,848(117,824)	117,824

(vi) 監査の結果

① 補助金交付要綱を是正すべきもの

補助金交付要綱では、重要な変更、すなわち経費の配分の変更(事業費から附帯事務費への経費の流用)または事業内容の変更(事業実施主体の変更、事業費用総額30%を超える増減)を行う時は変更承認申請書を知事に提出しなければならない(第6条)とされている。

購入資産の内容変更・事業費総額30%以内の金額変更等については変更承認申請書の提出対象とされていない。現在は補助金交付申請後に事業の内訳・金額が変更になった場合には、事業実施主体等と協議を行って変更の承認を個別に行い、その後事業変更報告書で報告を受けるとの説明である。

平成14年度において、事業計画及び交付申請時には事業内容に記載されていない施設・備品等の購入、あるいは購入資産の変更等が多数の事業で見受けられた。本来は、事前に承認された事業計画及び交付申請に基づき事業が行われるべきであり、変更が生じた場合には軽微な変更を除き変更承認申請書を知事に提出し、改めて承認を受けなければならないものと思料される。

したがって、購入資産の内容変更・金額変更等が行われた場合にも変更承認申請書を知事に提出するよう、現在の要綱を是正すべきと思われる。

また、このような購入資産の変更等が行われた場合に変更理由、協議内容等がわかる資料を作成していない事例が多く見られた。交付意思決定権限者の判断を裏付ける変更理由、協議内容等がわかる資料を作成すべきである。

② 補助事業者の消費税申告書を確認すべきもの

補助金の算定に当たって、事業実施主体が課税事業者の場合には補助金は消費税抜きで算定し、簡易課税事業者及び免税事業者については消費税を上乗せして算定している。

現在、事業実施主体が課税事業者または簡易課税事業者・免税事業者であることを事

業実施主体から入手した「消費税簡易課税制度選択届出書」等において確認している。消費税法上では簡易課税事業者または免税事業者であっても一般課税事業者となることは選択が可能であり、巨額な設備投資を行う場合には、簡易課税事業者または免税事業者であったものも一般課税事業者に変更することが一般的である。

したがって、事前に入手した「消費税簡易課税制度選択届出書」等の確認だけでは、事業実施主体が課税事業者に変更しているか確認できず、課税事業者に変更していた場合には消費税分を過大支給してしまう可能性がある。

事前に入手した「消費税簡易課税制度選択届出書」等の確認だけでなく、実際に補助金の交付対象資産が稼働される年度の事業実施主体の消費税申告書を取り寄せて、一般課税事業者でないことを確認すべきである。

また、消費税の取扱を正確に行う上で、補助金支給における消費税の算定に当たって確認すべき資料についても要綱上明確にすべきである。

(5) 林道改良事業補助金

(治山林道課)

(i) 補助目的

林道の通行の安全を確保するため、林道改良事業を実施する市町村に対して経費の補助を行い負担の軽減を図る。

(ii) 補助団体の名称及び概要  
市町村

(iii) 補助の根拠  
山梨県森林土木事業補助金交付要綱

(iv) 補助金の性格  
森林法第193条に基づき実施する林道改良事業に対する補助金で、昭和35年に創設されたものであり、終期の設定はされていない。投資的上乗せ補助金と位置付けられている。

林道の整備事業に対して国庫補助金に上乗せして県単独補助金を交付している。補助率は、国の補助が幹線林道事業費50%、その他林道事業費30%で、県補助が7.5%から30%の範囲となっている。

(v) 補助金額

(単位：千円)

年度	予算額	交付確定額
平成12年度	106,097	106,097
平成13年度	74,094	74,094
平成14年度	51,866	51,866

(vi) 監査の結果

補助事業の採択過程の書類を保管すべきもの

補助事業の採択に当たっては、どの路線を優先して採択したか、その過程を示す書類が備えられていない。

優先した根拠が明確となるように採択過程の書類を備えておくべきである。  
なお、平成14年度の採択された林道改良事業は、下表のとおりである。

表 平成14年度林道改良事業

(単位:千円)

市町村	路線名	事業費	交付確定額
甲府市	御岳	12,000	8,055
芦川村	黒坂里道	20,000	13,563
南郷町	剣坂大洞	10,000	6,724
須玉町	比志海岸寺	10,000	5,534
上野原町	腰掛	10,000	5,534
大月市	奥山	13,000	6,228
大月市	鈴懸峠	13,000	6,228
6市町村	7事業	合計88,000	合計51,866

(6) 林道舗装事業補助金

(治山林道課)

(i) 補助目的

林道の通行の安全を確保するため、林道舗装事業を実施する市町村に対して経費の補助を行い負担の軽減を図る。

(ii) 補助団体の名称

市町村

(iii) 補助の根拠

山梨県森林土木事業補助金交付要綱

(iv) 補助金の性格

森林法第193条に基づき実施する林道舗装事業に対する補助金で、昭和35年に創設されたものであり、終期の設定はされていない。

林道の整備事業に対して国庫補助金に上乗せして県単独補助金を交付している。

補助率は、国の補助が幹線林道事業費50%、その他林道33.3%で、県補助が幹線林道7.5%、その他林道10%となっている。

(v) 補助金額

(単位:千円)

年度	予算額	交付確定額
平成12年度	141,748	141,748
平成13年度	86,179	86,179
平成14年度	51,105	51,105

(vi) 監査の結果

補助事業の採択過程の書類を保管すべきもの

平成14年度、林道舗装事業として採択された事業は、下表のとおりである。  
「林道舗装事業補助金」についても、実態は(5)の林道改良事業補助金と同様である。  
関係書類を備えておくべきである。

表 平成14年度林道舗装事業

(単位:千円)

市町村	路線名	事業費	交付確定額
大和村	大志戸	30,000	16,548
三富村	鈴庫山	30,000	16,548
増穂町	立石清水	20,000	8,252
道志村	田代	23,500	9,757
4町村	4事業	合計103,500	合計51,105

(7) 小規模林道事業補助金

(治山林道課)

(i) 補助目的

市町村営林道において、国庫補助対象にならない小規模な林道の開設・改良・舗装を行う市町村に対して経費の補助を行い負担の軽減を図る。

(ii) 補助団体の名称

市町村

(iii) 補助の根拠

山梨県森林土木事業補助金交付要綱

(iv) 補助金の性格

市町村が行う小規模林道事業に対する補助金で、昭和51年創設であり、終期は設定されていない。

国庫補助の対象とならない小規模林道の整備事業に対する補助で、投資的単独補助金である。補助率は、事業費の30%である。



(v) 補助金額

(単位:千円)

年度	予算額	交付確定額
平成12年度	55,440	55,440
平成13年度	49,440	49,440
平成14年度	42,900	42,900

(vi) 監査の結果

① 補助事業の採択過程の書類を保管すべきもの

平成14年度、小規模林道事業として採択された事業は、下表のとおりである。  
「小規模林道事業補助金」も、実態は(5)の林道改良事業補助金と同様である。  
関係する書類は備えておくべきである。

表 平成14年度小規模林道事業

(単位:千円)

市町村	路線名	事業費	交付確定額
敷島町	安寺沢	6,500	1,950
芦川村	水ヶ沢	6,500	1,950
南部町	剣技大洞	6,000	1,800
富沢町	剣技大洞	10,000	3,000
須玉町	東小屋	17,000	5,100
韮崎市	荒倉山	10,000	3,000
韮崎市	小字沢	9,000	2,700
白州町	田沢	11,500	3,450
白州町	横手	4,900	1,470
白州町	釜無山	9,600	2,880
大泉村	押出	6,500	1,950
大泉村	並木上1号	3,500	1,050
小菅村	大茶ア入	18,000	5,400
小菅村	小永田	14,500	4,350
富士吉田市	大明見	9,500	2,850
10市町村	15事業	合計143,000	合計42,900

② 補助金交付要綱に基づく所定の書類を徴収及び保管すべきもの

補助金交付要綱第6条によると工事の進捗状況を管理するために所定の書類を用意することを求められているが、小規模林道事業補助金にかかる報告関係書類を見たところ、小永田線(小菅村)の平成14年2月及び3月の進捗状況報告書が徴収・保管されていない。また、大茶ア入線(小菅村)については平成14年の進捗状況報告書及び工事

変更理由書が徴収・保管されていない。

これらの書類は、補助対象事業が遅滞なく遂行されるように工事進捗状況を管理するためのものである。

補助金交付要綱に定める書類は、徴収・保管すべきである。

③ 事業効果の測定(アセスメント)をすべきもの

国の補助金対象となっている「林道改良事業」及び「林道舗装事業」については、国の基準に則り費用対効果の測定を行っているが、県単独の小規模林道事業補助金については行っていない。

小規模林道事業についても、国の補助金対象事業と同様な基準を設けて費用対効果の測定をすべきである。

## 2 商工労働観光部

### (1) 地域産業情報推進事業費補助金

(商工総務課)

(i) 補助目的

世界的な潮流としてIT革命が進む中で、中小企業の情報化推進は生産効率化、ビジネス機会の拡大のためにも重要なファクターであり、その実施機関として中核的な役割を担う財団の実施する地域産業の情報化推進事業への補助。

(ii) 補助団体の名称及び概要

(財)やまなし産業支援機構

この法人は、県内中小企業者等に対する総合的支援を行い、もって本県経済の発展と県民生活の向上に寄与することを目的として設立された団体である。

(iii) 補助の根拠

地域産業情報推進事業費補助金交付要綱

(iv) 補助金の性格

地域産業の情報化推進事業の中核的な役割を担う(財)やまなし産業支援機構 情報推進課の運営管理に要する経費(給与、職員手当、光熱水費、負担金等)を補助対象とするものである。

昭和57年度創設で、終期設定はない。定額補助で消費的単独補助金である。

(v) 補助金額

(単位:千円)

年度	予算額	交付確定額
平成12年度	21,863	21,858
平成13年度	18,151	18,148
平成14年度	27,444	26,491

(vi) 監査の結果

補助額算定を適正に行うべきもの

当補助金は、財団法人やまなし産業支援機構が実施する中小企業等に対する情報の収集及び提供等に要する経費に対し補助金を交付するものであり、その額は毎年度予算の範囲内で知事が定めるとされている。

補助金額のうち給与費については実績額によっているが、庁費(光熱水費)は特に平成8年度実績額に固定する形で補助金額が定められている。

補助金額を固定することにより、毎年度実績で支払うことによる事務の煩雑化を避けること、及び固定化して上限を定めることによって経費削減を促進することがないといえないものの、この補助金は運営費補助であることから、補助事業に要する経費(庁費)の補助額算定にあつては、必要性を適正に吟味し、固定することなく各年度事業費に混入したものとするよう検討すべきである。

(2) 県産品販路開拓促進費補助金

(産業交流課)  
(観光課)

山梨県観光物産連名一般事業費補助金

(i) 補助事業等の目的

ア「県産品販路開拓促進費補助金」は、県産品の宣伝・紹介及び販路開拓

イ「観光物産連盟一般事業費補助金」は、観光案内所の運営、観光情報の広報、観光客の誘致事業等を補助し、連盟の強化育成を図る。

(ii) 補助団体の名称及び概要

社団法人山梨県観光物産連盟

平成14年4月1日、県行財政改革の一環として行われた外郭団体の見直しの中で(社)山梨県観光連盟(会員数:183社)と(社)山梨県物産振興協会(会員数:138社)及び東京物産観光振興会を統合して、(社)山梨県観光物産連盟(会員数:254社)を発足させた。

(iii) 補助の根拠

ア 県産品販路開拓促進費補助金交付要綱

イ 山梨県観光物産連盟一般事業費補助金交付要綱

(iv) 補助金の性格、内容

ア 補助事業に必要な庁費・人件費の定額補助の運営費的な部分と県産品の販路開拓のための広報、展示販売、県産品普及啓発等事業に対する奨励的な部分とがある。

イ 県からの派遣職員人件費補助の運営費的な部分と観光案内所の運営、観光情報の提供、観光客の誘致事業等事業奨励的な部分とがある。

「販路開拓」は昭和55年創設、「一般事業費」は創設年次不明で、いずれも終期設

定はない。定額補助金で、消費的県単補助金である。

(単位:千円)

(v) 補助金額

年度	予算額	交付確定額
平成12年度	〒 26, 020	〒 25, 912
平成13年度	〒 6, 000	〒 6, 000
平成13年度	〒 26, 020	〒 26, 020
平成14年度	〒 6, 000	〒 6, 000
平成14年度	〒 23, 526	〒 23, 452
平成14年度	〒 29, 563	〒 29, 556

\* 平成13年度までは、(社)山梨県物産振興協会、イは山梨県観光連盟に対する補助金である。

(vi) 監査の結果

補助対象事業についての調整を要するもの

平成14年度、産業交流課からは県産品販路開拓促進費補助金交付要綱に基づき「県産品販路開拓促進費補助金」(23,452千円)が、観光課からは山梨県観光物産連盟一般事業費補助金交付要綱に基づき「(社)山梨県観光連盟一般事業費補助金」(29,563千円 H13:6,000千円)が交付されている。

それぞれの補助対象事業の中に人件費補助が別に算定されており、補助金相互間での調整を要する現象も出ていることから、要綱の統合等につき工夫されたい。

2団体を統合した直後という事情はあるが、部内各課の情報は的確に交換し、施策相互間での齟齬がないよう調整すべきである。

(3) 山梨県運輸振興事業費補助金

(産業交流課)

(i) 補助事業等の目的

昭和51年度の税制改正で軽油引取税の税率が引き上げられたことに伴い、営業用のバス、トラックについて、輸送コストの上昇を抑制し、輸送力を確保するための施策として国の指導のもと各都道府県で創設した。

(ii) 補助団体の名称

山梨県トラック協会

山梨県バス協会

南アルプス市

(iii) 補助の根拠

山梨県運輸振興事業費補助金交付要綱

自治省通達「運輸事業振興助成交付金の交付について」

(iv) 補助金の性格、内容  
 国の制度関連のもので、地方交付税の基準財政需要額の算定上「商工行政費」に所要額が算定されている。  
 昭和51年度創設で、平成19年度終期設定。定額補助金で投資的県単独補助金である。

(v) 補助金額

(単位:千円)

年度	予算額	交付確定額
平成12年度	120,556	120,556
平成13年度	108,685	108,685
平成14年度	109,188	109,188

(vi) 監査の結果

① 補助金のあり方について検討すべきもの

平成14年度の県トラック協会への交付額は、99,103千円であるが、基金(近代化:389,902,548円、緊急倉庫:50,000,000円)への繰り入れが、近代化基金22,111,574円、緊急救援物資備蓄倉庫等建設基金10,000,000円の計32,111,574円と補助金額の32%を超える額となっている。

説明によると、積み立て目標額の設定は考えていないとのことである。

しかし、制度の充足が軽油引取税の税制からみであること、また、国の指導によるものであること等の事情があるにしても、基金の積み立てについては、目標額を定めて実施するよう指導すべきである。事業規模を明らかにしたうえで補助制度とするよう検討されたい。

② 補助事業の執行につき指導を徹底すべきもの

貨物自動車運送地方適正化事業のうち「荷主懇談会」(支部開催@120,000円)と「労務対策講習会」又は合理化・近代化に資する事業のうち「近代化セミナー」(支部開催@95,000円)の開催日及び参加者名簿を確認したところ、8回実施されたうちの3回は、開催場所と日が重なり(時間はずれている)、参加者も同一となっていた。

事業内容を精査した上で、当該事業が公益上の必要のあるものと判断された場合のみが補助金の交付対象となるものであり、それ以外のものが助成対象となるようなことがあってはならない。

補助事業の重複ではないかという疑念をもたれることのないよう、補助事業の執行についての指導を徹底されたい。

(4) 山梨県信用保証協会の信用保証料に対する補助金

(商業振興金融課)

(i) 補助目的

山梨県信用保証協会が県内中小企業に対する金融機関からの融資の際に付ける信用保証料について、免除又は軽減した場合、その免除・軽減分の補填として、予算の範囲内で補助金を交付し、県内中小企業の資金の円滑な調達と負担の軽減を図る。

(ii) 補助団体の名称及び概要

山梨県信用保証協会

中小企業者が金融機関から融資を受ける際に債務の保証を行うことにより借入れを容易にし、県下中小企業の発展に資するために設立された団体。

(iii) 補助の根拠

山梨県信用保証協会の信用保証料に対する補助金交付要綱

(iv) 補助金の性格

保証料の免除又は減額に対する補助。

昭和55年度創設で、終期設定はない。定額補助金で、消費的単独補助金である。

(v) 補助金額

(単位:千円)

年度	予算額	交付確定額
平成12年度	48,686	24,454
平成13年度	61,125	42,347
平成14年度	58,587	46,443

(vi) 監査の結果

助成の枠組の変更の検討が望まれるもの(意見)

県は、中小企業の資金の円滑な調達と負担軽減を図るため、中小企業者が金融機関から融資を受ける際に、山梨県信用保証協会が保証料を免除又は軽減した場合、それに見合う額を補助している。また、同協会と契約して小規模企業者小口資金に係る保証資金に当たるとともに、県の寄託額に市町村の寄託額(県と同額)を加えた額の15倍を限度に債務保証(含む代位弁済。)を行っている。

平成14年度の保証の実行状況を見ると、総寄託額は56,720千円であり、そのうち小規模企業者小口資金緊急分は約10,880千円(保証限度額:214,100千円)であるが、これについては、平成2年度以降実績がない。

これは、融資限度額が少額(500千円)なこともあって、融資希望がないことによるものである。このことは、寄託額の一部が使われていないことを示すもので資金効率の観点から枠組みのあり方について検討が望まれる。

(5) 山梨県地域産業総合支援事業費補助金

(工業振興課)

(i) 補助事業等の目的